



# みんなで支える 郷づくり事業 で集落を元気にしませんか!

人口減少・高齢化によるコミュニティ機能の衰退に歯止めをかけ、地域で助け合い、守り、元気にすることを目的として、集落に対し予算枠内で補助を行っています。

事業内容の相談はもちろん、申請書・実績報告書の作成もお手伝いしますので、担当までお気軽にご相談ください。

## 基本的な事業の流れ

- ①補助金交付申請……………集落で困っていること、行いたいことを区長（集落代表者・複数集落なら代表区長）が事前に相談して申請を行います。
- ②事業の実施……………交付決定通知が届いたら、集落は事業を実施します。着手金が不足している場合は、町は補助決定額の最大8割まで先に交付できます。
- ③実績報告……………事業完了後、経費の領収書のコピー・写真を添えて実績報告書や補助金請求書を提出します。
- ④補助金交付……………町は実績報告書を検査し、問題がなければ補助金を交付します。

## 単一集落による事業

### 集落内へのゴミ置場設置に対する経費

総事業費の95%以内／1集落20万円

- 集落共同のゴミ置き場の、新設・修繕・移設に係る経費

### 除雪

総事業費の100%以内／1集落10万円

- 集落内で共同して取り組む生活道などの除雪作業に係る経費  
(人件費、必要な器具の加工費)

### 集落維持・運営費

総事業費の100%以内／10世帯以下は1集落5万円、他は1集落10万円

- 集落の維持、運営に関する経費
- 事前申請は不要、実績報告時に補助対象経費に係る領収書を提出
- 酒費、宗教に係る経費は補助対象外
- 人件費は、地区外の方へ委託する場合に限る。

### 道づくり

総事業費の100%以内／1集落20万円  
(定額制の場合:一人3千円×参加人数  
委託の場合:見積額による)

- 道役などのソフト事業
- 道役のみに使用のお弁当・お茶・燃料・チップソーなどの消耗品
- 酒費、宗教に係る経費は補助対象外
- 人件費は、地区外の方へ委託する場合に限る。